

1. 許可人数 若干名

2. 出願資格

【博士課程前期課程研究生】

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込みの者）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科教授会において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【博士課程後期課程研究生】

修士の学位を有する者（取得見込みの者）又は本研究科においてこれと同等以上の学力があると認めた者

3. 出願書類

出願書類（1）, (2), (6) は必ず本人作成とし、内容に虚偽が判明した場合は入学許可を取り消すことがある。（3）が日本語で記載されていない場合には日本語訳を添付すること。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書及び成績証明書。大学院修了（見込）者は、学部の成績証明書・卒業証明書と大学院の成績証明書・修了（見込）証明書
- (4) 写真1枚（願書に貼付、出願前3か月以内に撮影したもの）
- (5) 検定料払込証明書（郵便局の受付日付印のある郵便振替払込受付証明書）
- (6) これまでの研究内容及び今後の研究計画の概要（日本語で2000字又は英語で1000語程度）

* (7), (8) については、申請者が必要事項を記入の上、指導教員宛て事前に送付すること。それらに教員が必要事項を記載し、期限までに直接教員が教務学生係に提出すること。

- (7) 入学後に指導を受ける教員の内諾書（所定の用紙）
- (8) 入学後に指導を受ける教員の教員所見（所定の用紙）

*会社等（官公庁を含む）に在職している者は、上記のほか、次の(9)～(11)の書類を必要とする。

- (9) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
- (10) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の直属の上司等の確約書
- (11) 在職のまま入学することについての直属の上司等の承認書（所定の用紙）

*外国人留学生は、上記のほか、次の(12), (13)の書類を必要とする。

- (12) 住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたもの）又はこれに代わる書類（出願時に国外に居住している者は入学時に提出すること）
- (13) 以下の①から③のうち、いずれかの証明書の原本を提出すること。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構による「日本留学試験」の「日本語（読解、聴解・聴読解、記述）（日本語320点以上）」成績通知書。（平成21年度以前に実施された試験の成績については、独立行政法人日本学生支援機構の得点換算システムに基づく得点換算が必要となるので、事前に本研究科教務学生係まで

問い合わせること。)

- ② 財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金による「日本語能力試験」N 1 (又は1級)の合格認定書及びその成績証明書。
- ③ 財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金による「日本語能力試験」N 2(又は2級)の合格認定書とその成績証明書、及び、TOEFL iBT 80点以上を取得したことを証明するスコアシート。ただし、TOEFL iBTに代えてTOEFL PBT 550点以上又はIELTS 6.0以上のスコアシートを提出することもできる。(提出するスコアシートは、当該試験の受験者宛てに送付されるTOEFLのExaminee Score Record、あるいはIELTSのTest Report Formの原本とする。)

なお、英語による教育を行う大学(院)を卒業(修了)しているものは、TOEFL 又はIELTSのスコアシートの提出を省略できる場合があるので、出願締切日の2ヶ月前までに本研究科教務学生係まで問い合わせること。

また、後期課程研究生については、出願しようとする者の研究内容・研究歴等によっては、(13)の証明書の提出を簡略化、あるいは省略できる場合があるので、事前に本研究科教務学生係まで問い合わせること。

4. 入学時期及び研究期間

入学の時期は平成29年4月1日及び平成29年10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めるときはこの限りでない。研究期間は、1年以内とする。

特別の理由があるときは、1年を限度として、本研究科教授会の議を経て、研究期間の延長を許可することがある。研究期間は、延長を含め通算して2年を超えないものとする。

5. 選考方法

選考は、書類審査及び面接により行う。ただし、国外に居住している者については、面接を省略することがある。

6. 出願期間

入学時期が4月の場合 平成29年2月15日(水)～2月21日(火)

入学時期が10月の場合 平成29年7月24日(月)～7月28日(金)

なお、出願時に国外に居住する外国人等については入学の5ヶ月前までに提出すること。

4月入学の場合 平成28年10月31日(月)まで

10月入学の場合 平成29年4月28日(金)まで

受付時間は、午前9時から午後4時まで

7. 検定料、入学料及び授業料

(1) 検定料 9,800円

(2) 入学料 84,600円

(3) 授業料 1か月29,700円(6か月分を所定の期日までに納付すること)

在学中に授業料改訂が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されることとなる。

*上記の金額は平成28年度のものである。平成29年度入学者の納付金額については、決定次第別途通知する。

8. 合格通知

願書締切日の約1か月後に郵便により通知する。なお、電話による照会には一切応じない。

9. その 他

- (1) 入学願書は必ず本人作成とし、出願書類に虚偽が判明した場合は入学許可を取り消すことがある。
- (2) 願書等は、本人が持参する（受付時間は午前9時から午後4時まで）か、書留速達郵便で封筒表面に「国際文化学研究科研究生願書在中」と朱書し、期間内に国際文化学研究科教務学生係（〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1）に郵送すること（期間内必着）。
- (3) 受理した検定料等は返還しない。
- (4) この募集要項に関する質問は、本研究科教務学生係（TEL：078-803-7530）まで連絡すること。

国際文化学研究科研究生募集要項補足

*提出書類について

- ・ 提出する証明書類は全て原本とし、コピーは認めません。
- ・ 中国の大学（院）卒業者は、卒業（修了）証明書、成績証明書に加えて学位取得証明書も提出してください。
なお、そのうち学位取得証明書、成績証明書については、出願期間末日までに中国政府機関直轄の財団である『中国教育部学位与研究生教育発展中心（CDGDC）』から神戸大学大学院国際文化学研究科（登録コードW600505）へ認証書が直接届くことが必要です。（認証書は必ず「英文」で発行してもらうこと。なお、志願者本人が受取り、自身で本研究科に提出した証明書は、原則として無効です。）手続きには、出願者本人が成績証明書等をCDGDCに送付し、所定の手数料を支払うことが必要です。手続きの詳細については、CDGDCのホームページ（<http://www.cdgdc.edu.cn>）で確認してください。
なお、CDGDCによる認証手続きに時間がかかることがありますので、充分に時間の余裕をもって準備してください。出願期間後の認証書の提出は、一切認めません。
- ・ 出願時に中国の大学（院）を卒業（修了）見込みの者については、大学の発行した卒業（修了）見込証明書、学位取得見込証明書、成績証明書を提出してください。さらに卒業（修了）後できるだけ早くCDGDCより本研究科に学位取得証明書と成績証明書の認証書が直接届くようにしてください。入学手続日までに認証書が届かなければ、合格を取り消す場合があります。